

第3次小千谷市子ども読書活動推進計画

令和6年3月
小千谷市

目 次

第1章 第3次小千谷市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の対象と期間	2
4	基本理念	2
5	計画の基本方針	3
6	数値目標	4
7	小千谷市子どもの「読書についてのアンケート」について	6
8	計画とSDGs	6

第2章 子どもの読書活動を推進するための方策

1	家庭における読書活動の推進【現状・課題・取組】	7
2	地域における読書活動の推進【現状・課題・取組】	10
3	認定こども園・保育園における読書活動の推進【現状・課題・取組】	12
4	学校における読書活動の推進【現状・課題・取組】	14
5	図書館における読書活動の推進【現状・課題・取組】	19
6	推進体制の整備・連携	23
7	計画推進の取組一覧	24

第1章 第3次小千谷市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもにとっての読書とは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。そのために、子どもたちが幼い頃から本に親しみ、自ら進んで読書をする習慣を付けるための環境づくりがとても大切です。

本市は、「子ども読書活動の推進に関する法律」（平成13年施行）に基づき、平成26年3月に「小千谷市子ども読書活動推進計画」、平成31年3月に「第2次子ども読書活動推進計画」を策定し「本との出会い 豊かな夢へのパスポート」を基本理念として、子どもの読書活動を推進してきました。

この間、情報通信手段の普及や多様化、GIGAスクール構想による学校のICT環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。そのため、これらICT環境を使い、多様な情報を活用していくことができる環境整備が必要となります。

このような状況の中で、必要とされる資質・能力を育むうえで、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、「視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律」（令和元年施行）も踏まえ、すべての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるように環境を整え、読書活動を推進する必要があります。また、発達段階に応じた読書機会が得られ、自ら読書に親しむ習慣が付けられるよう、家庭、学校、地域などが連携し、子どもの読書を推進していくことが重要です。

これらを踏まえ、計画を見直し、第3次子ども読書活動推進計画を策定するものです。策定にあたっては、平成31年3月策定の「第2次小千谷市子ども読書活動推進計画」の内容を基本として、その後の子どもたちを取り巻く社会情勢の変化などを反映し、各関係機関と連携しながら、子どもたちの読書活動をさらに推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第五次小千谷市総合計画」の個別計画として体系づけるもので、本市の子ども読書活動推進のための基本的な計画とするものです。

3 計画の対象と期間

(対象)

この計画の対象年齢は、0歳から概ね18歳までの子どもとします。

(期間)

計画期間は令和6年度から10年度までの5年間とします。なお、社会状況などに大きな変化が生じた場合や、国・県の生涯学習施策の方向性等の整合を考慮し、必要に応じて計画の延長または見直しを行います。

4 基本理念 「本との出会い 豊かな夢へのパスポート」

平成30年3月に策定した第2次計画においては、当初の計画の基本理念である「本との出会い 豊かな夢へのパスポート」を基に、計画を推進してきました。

本計画においてもこの基本理念のもとに、子どもの読書活動を推進していきます。

5 計画の基本方針

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが主体的に本を読み、読書習慣が身に付くよう、常に身近な場所に本があり、多くの本と出会う機会を増やすことが大切です。また、情報環境の変化に伴い、読書と合わせて多様な情報に触れる機会と適切に活用できる能力が必要となってきました。そのためには、子どもの日常生活における家庭、認定こども園・保育園、学校、図書館、地域などが、それぞれの役割を認識して相互に連携・協力しながら、地域社会全体で推進する仕組みをつくる必要があります。このような観点から、次の4つを本計画の基本方針として取り組みます。

(1) 子どもの成長段階に応じた読書を楽しめる機会を提供します。

家庭や認定こども園・保育園、学校、図書館、地域などが行っているそれぞれの取り組みを充実させ、子どもの成長段階に沿って、本に出会い、読書を楽しめる機会を提供する取り組みを進めます。また、多様な子どもたちへも読書の機会を提供するため、アクセシビリティな図書等の提供に努めます。

(2) 子どもたちの視点に立った読書活動を推進します。

子どもたち自らが読書活動に興味を持ち、主体的に関わるよう、企画段階から子どもたちが参画できるような企画や図書資料や環境等に子どもたちの要望を取り入れるなどし、子どもたちの視点に立った活動や環境整備を行っていきます。

(3) 子どもたちが多様な情報環境を活用できるよう環境整備を行います。

図書と合わせてインターネットやSNSなどの情報メディア等の情報を複合的に活用し、必要な知識や情報を適切に得ることができるよう、環境の整備やスキルを得るための機会を提供する取り組みを進めます。

(4) 子どもの読書活動推進のための連携・協働に取り組みます。

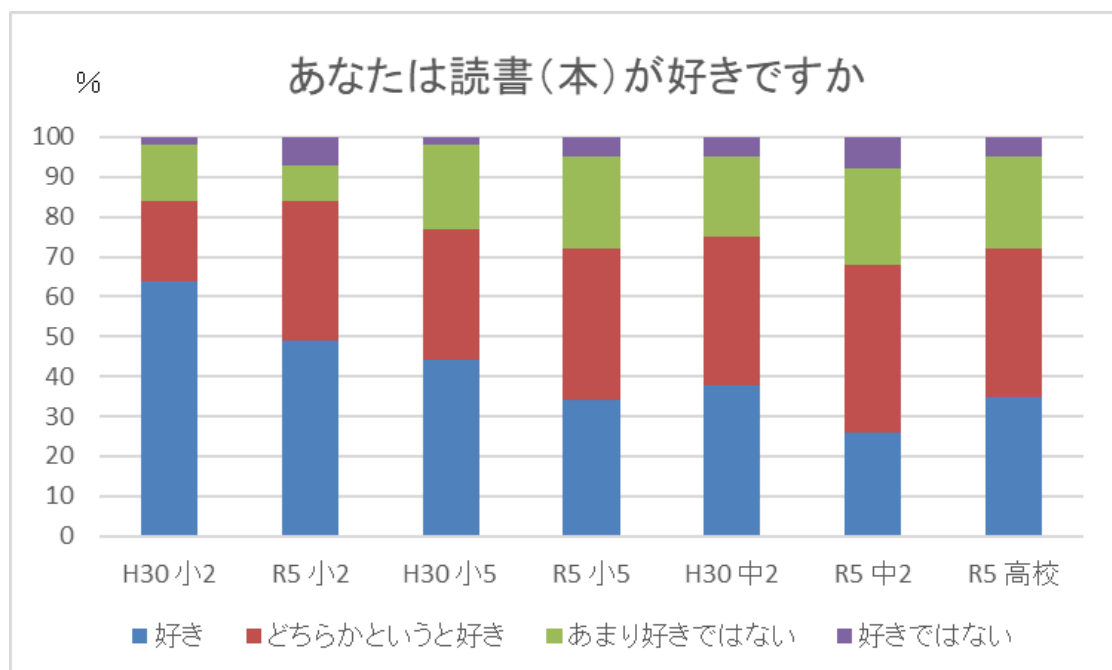
子どもが日常生活において、いつでもどこでも本に親しみ、長期的な読書の習慣が身に付くよう、関係機関や団体との連携・協働に取り組みます。また、地域ボランティアの学習機会や関係職員の研修機会を設けていきます。

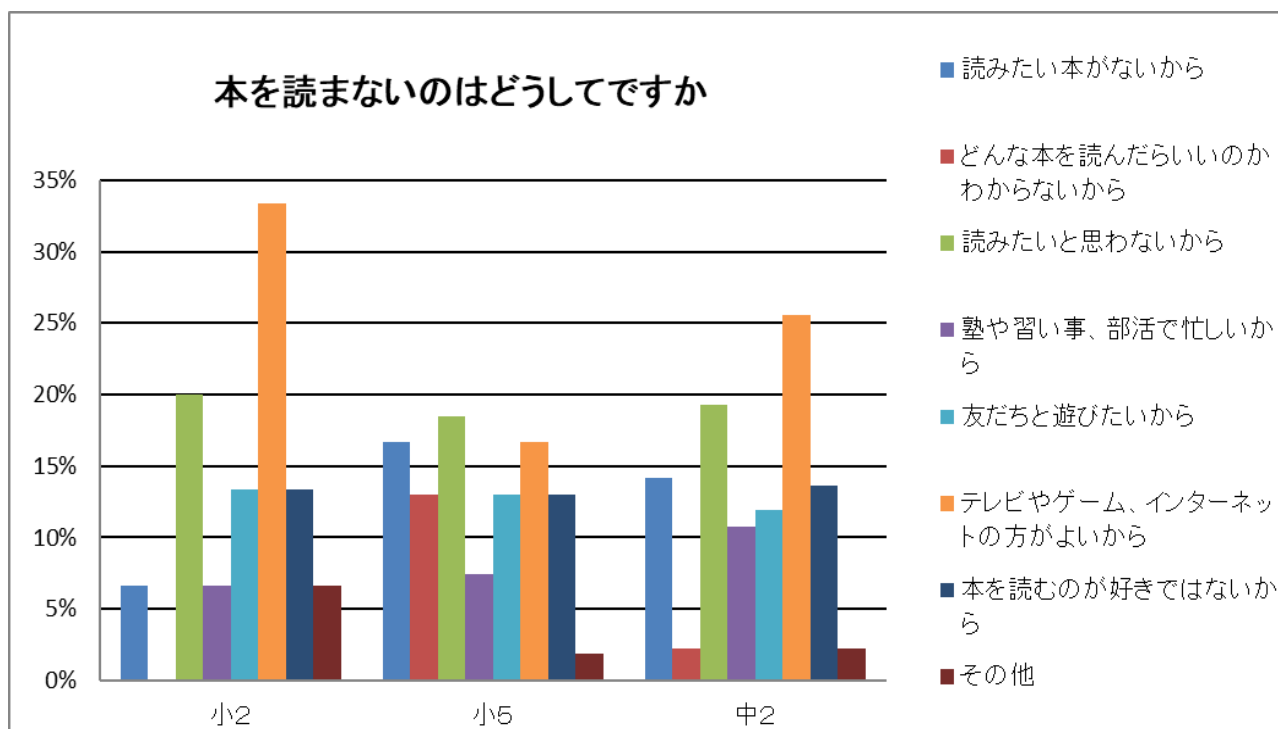
6 数値目標

本計画では、「読書が好き」という子どもの割合を増やしていくことが計画の核となり、今後の読書活動を推進していく上でも大切であると認識し、下記のとおり学年ごとに目標数値を設定し、取り組んでいきます。

「読書が好き」という子どもの数値目標

学年	目標値	アンケート数値	
		R5	H30
小学2年生	65%	49%	64%
小学5年生	45%	34%	44%
中学2年生	40%	26%	38%
高校生	45%	35%	—





子どもたちの現状と課題を把握するため、小千谷市子どもの「読書についてのアンケート」（以下、「アンケート」という）を実施しました。小学2年生、5年生、中学2年生への「あなたは読書（本）が好きですか」という質問に対して、「好き」と答えた子どもの割合は、前回のアンケート結果と比較して、すべての対象者で10%以上減少する結果となりました。「どちらかというとき好き」を合わせても、小学2年生では84%で変わりませんが、小学5年生では前回の調査比5%の減で72%、中学2年生では7%減の68%となり、全体的に減少傾向にあることがわかりました。アンケートによると、本を読まないと答えた理由として最も多かったものが、「テレビゲームやインターネットの方が楽しいから」となり、小学2年生においては平成30年のアンケートと比較して12%も上昇しており、子どもたちの興味がインターネットなどの新しい情報メディアに移行していることが、子どもたちの読書離れの原因の一つと考えられます。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、これまで子どもたちを対象に実施していた読書推進の事業を行うことができず、子どもたちが読書に興味を持つきっかけが少なくなったことも、影響していると考えられます。

このように、子どもたちの読書活動を取り巻く環境が社会的情勢に影響を受け、本計画は新型コロナウイルス感染拡大前の平成30年の状況に回復させることを目標として、基本方針に則り、子どもたちへ豊かな読書活動が提供できるよう、計画を推進していきます。

7 小千谷市子どもの「読書についてのアンケート」について

この第3次計画を策定するにあたり、市内小、中学年生及びその保護者、支援学校保護者、市内4歳児、未就園児保護者、市内公立高校生にご協力いただきアンケート調査を実施いたしました。

調査実施時期

令和5年10、11月 回答数 計1,388件

アンケート対象

- ・市内小学2年生、5年生、中学2年生
- ・上記保護者
- ・支援学校小学2年生、5年生、中学2年生保護者
- ・市内4歳児、未就園児保護者
- ・市内公立高校生

8 計画とSDGs

本市では、「SDGs※※¹」の示す理念が、第五次小千谷市総合計画における基本目標と各施策に深く関わっていることから、各分野の施策とSDGsの目標の関連性を示すことで、市民や企業、団体等へ発信し、ともに協力しながら持続可能なまちづくりを行い、SDGsの達成につなげていくこととしています。

本計画は、子どもの読書活動推進のための基本的な計画であり、SDGsにおいて特に関連が大きい「質の高い教育をみんなに」、「パートナーシップで目標を達成しよう」の各理念に沿って推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※1 SDGs (エスディージーズ) :

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の17の目標

第2章 子どもの読書活動を推進するための方策

1 家庭における読書活動の推進【現状・課題・取組】

子どもの読書習慣は日常の生活をとおして形成されるものであり、子どもの生活の基本である家庭は、子どもが最初に読書に出会う場所であり、日常的に親しんでいく場所です。そのため家庭において、読み聞かせや子どもと一緒に本を読んだりするなど、読書に親しむきっかけを作ることや読書活動の習慣化に積極的に係っていくことが必要です。

【2次計画の取組と成果】

市では、幼少期から親子の触れ合いとともに本に親しむきっかけづくりとして、平成30年3月から10か月児健診時に「ブックスタート事業」を実施しています。1歳6か月児健診時に行ったアンケートによると、ブックスタート後に自宅で読み聞かせを行っている家庭は93%に達しており、家庭での読書活動を推進することができました。

身近な読書環境の充実として、ボランティアによる定例、季節に合わせたおはなし会、また、ブックスタートの際に年齢に合わせたブックリストの配布をするなど、幼いころから親子で読み聞かせを楽しむ機会を設けました。4歳児、未就園児の保護者におこなったアンケートでは、76%が1歳未満から子どもに本を読み始めており、週に1回から毎日本を読んでいる家庭が79%という結果となり、多くの家庭で幼少期からの本とのふれあいが実践されている状況が見られます。

【現状】

アンケートによると子どもが本を楽しむようになるために心がけていることとして、「読んでくれと言われたら読むようにする」、「寝る前に読み聞かせをする」「子どもが手に取れるところへ本を置く」などと家庭の中での読書に対する働きかけが感じられます。

小学2、5年生、中学2年生に行ったアンケートでは、「読書が好き」、「どちらかというが好き」と答えた児童生徒のうち85.6%が幼稚園や保育園のころ家庭で本をよく読んでもらっていたと回答しており、幼少期からの家庭などでの読書体験が子どもの読書活動の習慣化に影響を与えていると考えられます。

小学2、5年生では80%を超える児童が、月に1冊以上本を読むと回答していますが、中学2年生になると57%に減少しており、年代が上がるごとに読書離れの傾向が顕著となっています。

【課題】

- ・「読書が好き」という子どもたちを増やしていくために、保護者に対して家庭での読み聞かせを今後も推進していく必要があります。
- ・家族みんなで本を楽しむための雰囲気づくりが必要です。
- ・世代ごとに適正な読書活動推進を行う必要があります。

【施策の方向・具体的な取組】

○家庭での読書活動の支援

- ・保護者への啓発・情報提供

乳幼児期から子どもが絵本にふれあうことや読み聞かせの大切さを、保護者に対して啓発・情報提供します。

- ・ブックスタート事業の推進

10か月の乳児を対象に、家庭での読み聞かせの大切さや、絵本を介して心がふれあう時間を持つことの楽しさなどを伝えるため、絵本の読み聞かせ体験と絵本のプレゼントを行います。また、家庭での読み聞かせが継続されるよう、ブックスタート後のフォローアップの機会を設けます。

- ・身近な読書環境の充実

子育て世代が気軽に図書館を利用できるように、令和6年9月に開設する小千谷市ひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」(以下「ホントカ。」)^{※2}では施設内に親子で読書ができるスペースを充実させます。また、言葉の育みのための絵本や物語を充実することとあわせて、幼児向けの図鑑など様々なジャンルの本を充実させることで、その子にとっての適書と出会える環境を整えます。

「ホントカ。」では屋内の子どもが遊ぶスペースに本を置くことで、子どもが遊びや活動と結びついた中で本の楽しさに触れる機会を作ります。

- ・おはなし会、子ども向けイベント等への参加促進

本に親しむ習慣づくりの一環として、親子で楽しめるおはなし会や子ども向けの楽しいイベントを開催します。

○家読（うちどく）^{※3}活動の推進

- ・家庭内での読書習慣の普及と定着

家族のコミュニケーションツールの1つとして家読（うちどく）の取り組みについて周知を図ります。

- ・家族で図書館に出かけて本を借りる。

子どもを取り巻く大人が読書に興味を持つことで、子どもの自発的な読書習慣を育てます。

- ・発達段階に合わせた本に関する情報提供

子どもの発達段階に合わせた本を選ぶために、ブックリストや、チラシ・パンフレット、広報誌などを活用した情報提供を行います。

※2 小千谷市ひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」:

令和6年9月に開設する、図書館等機能を持った複合施設

※3 家読（うちどく）:

家族みんなで本を読み、語り合う新しい読書スタイルとして提唱される取り組みで、「家庭（うち）での読書」の意味

2 地域における読書活動の推進【現状・課題・取組】

地域においては、子どもの読書活動に関する理解を深め関心を広げるとともに、子どもたちが読書を通して新たな発見や出会い、楽しさを味わうことができるよう関連施設や団体等との連携が必要となります。

【2次計画の取組と成果】

地域の読書環境を充実させるため、令和5年度に初めて地域に出向いてのおはなし会を勤労青少年ホームで開催し22人の参加がありました。

読み聞かせに関する講習会の開催や県などが主催する研修会の情報を発信し、ボランティアの育成に努めました。

子育て支援センターわんパークでのおはなし会や絵本等の貸し出しの実施や（新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度以降未実施）、学童保育の読み聞かせへの参加や放課後子ども教室への図書の貸し出しなど、地域団体との連携を図りました。

【現状】

本市では図書館が1館しかなく、図書館から遠い地域の子どもたちにとって、利用することがとても困難になっています。

そのため、図書館では、市内6か所（勤労青少年ホーム、片貝総合センター、真人ふれあい交流館・岩沢・川井・東山の各住民センター）に、「地域図書室」を設置して、定期的に配本しており、貸出・返却のほかにも、予約図書の受付・受取などを行っています。しかし、地域図書室を利用したことがないと回答した人が40%程度であり、「地域図書室」として市内6か所に本が配置されていることを知らないと回答した人が50%となっています。

片貝地区や東小千谷地域では、小学校の校区によっては地域の方がボランティアとしておはなし会を実施しています。この他にも、学童保育のおはなし会への参加や放課後子ども教室への図書の貸出なども行いました。

【課題】

- ・図書館から遠い地域に住む子どもたちにも読書機会を提供する必要があります。
- ・地域図書室の認知を高め、子どもたちが日常的に利用する読書活動の場とする必要があります。

- ・読み聞かせなどを行う地域のボランティアのより活発な活動が必要です。
- ・学童保育施設や放課後子ども教室などとの活動が継続的に実施できるよう連携が必要です。

【施策の方向・具体的な取組】

○地域の読書環境の充実

- ・地域図書室の利用を促すための取組

地域図書室の存在を知ってもらうため、学校や町内の回覧板等を利用して、情報を発信します。また、定期的に地域へ出向くことで新鮮で魅力的な蔵書の整備に努め、子どもたちに本の楽しさを伝える機会を増やします。

- ・地域住民との連携

配置する図書について、地域の方と一緒に選んだりすることで地域のニーズに合わせた蔵書の構成として、地域の利用を促します。

- ・デジタル機器や資料の活用

図書館から遠い地域の子どもたちもインターネットで図書館のホームページなどを利用することで、図書やデジタル資料などを活用して知識や情報を獲得できる機会を作ります。

○地域ボランティアの育成・活動支援

- ・地域ボランティアの育成

地域で活動するボランティア育成のため、入門講座や研修の機会を設け、校区による差を解消するように努めます。

- ・学校との連携や子育て支援センターなどでの活動支援

子育て支援センターなどでの読み聞かせ資料の貸出など、活動の充実に向けた取り組みを行います。

○関係機関との連携

- ・地域ボランティアとの連携

読み聞かせなどを通して、子どもたちに読書の楽しさを伝える機会の充実に努めます。

- ・学童保育施設や放課後子ども教室などと連携した読書活動推進

学童保育や放課後子ども教室などと連携し、気軽に読書が楽しめる環境づくりや、読み聞かせなどの読書機会の充実に努めます。

3 認定こども園・保育園における読書活動の推進【現状・課題・取組】

認定こども園・保育園では、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、絵本や物語などの「読み聞かせ」などの読書活動が大切です。

【2次計画の取組と成果】

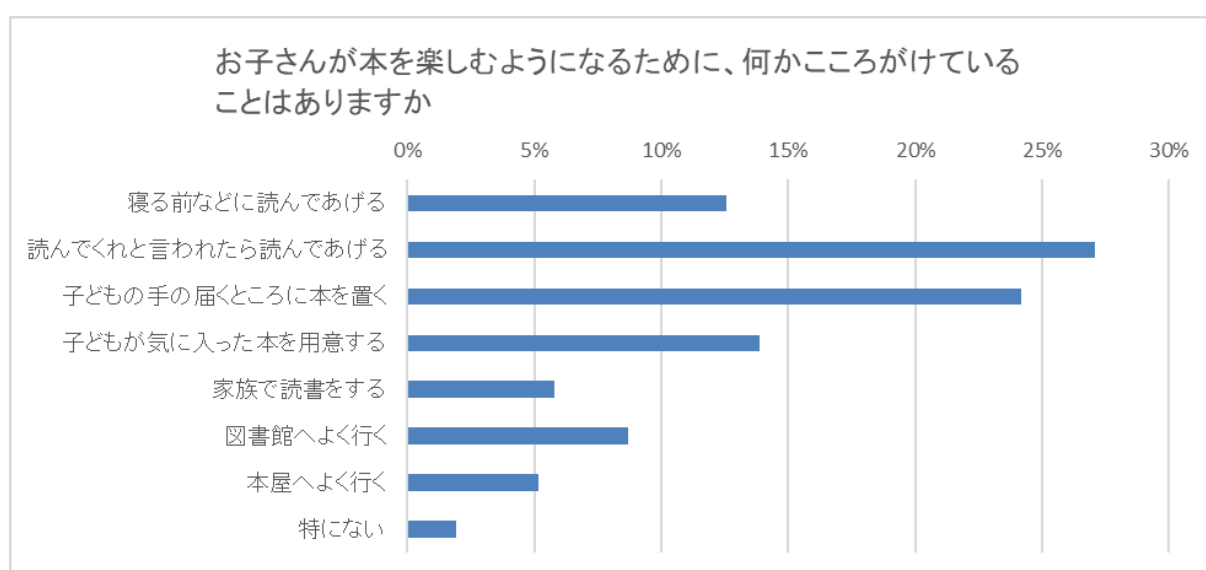
読書の楽しさを知る機会を充実するため、日々の保育や教育の中で「読み聞かせ」を行われています。また、家庭への絵本の貸出が実施されており、「えほんカード」などを書いてもらうことを通して、家庭との連携を図っています。また、「園だより」などを活用し、保護者への情報提供や啓発活動も多くの園で行っています。

図書コーナーを充実し、子どもが本に親しめる環境整備を行うため、図書館の「団体貸出」などを利用し、子どもたちの身近に図書がある環境づくりを行いました。

【現状】

4歳児、未就園児保護者にアンケートした結果によると、子どもが本を楽しむようになるために心がけていることとして、「読んでくれと言われたら読むようにする」82%、「子どもが手に取れるところへ本を置く」73%と回答しており、「特に何もしていない」という回答は6%に留まり、家庭の中での読書を身近にする働きをされていることがわかりました。

また、87%の人が子どもの成長に本を読むことが必要と回答しており、保護者の中でも読書活動が重要と考えられていることがわかりました。



【課題】

- ・各家庭においても子どもの読書に対する活動への働きかけがなされているため、家庭への絵本の貸出や図書の情報提供などを積極的に取り組む必要があります。
- ・子どもたちが読書の楽しさを知ることができるよう、継続的な読み聞かせやその子にあった図書が身近に手に取れる環境が必要です。

【施策の方向・具体的な取組】

○読み聞かせなどの機会の拡充

- ・本に親しむ機会づくり

日々の保育活動において、読み聞かせや季節に合わせた絵本の紹介などを充実させて、本に親しむ機会を積極的に作っていきます。

○読書環境の充実

- ・絵本などの図書コーナーの充実

園児の身近に良質な絵本や、児童書を充実することとあわせて、幼児向けの図鑑など様々なジャンルを備え、本への興味を引き出し、自主的な読書活動が身に付くよう努めます。

○保護者への啓発・情報提供

- ・保護者への啓発・情報提供

園だよりや保護者が集まる機会などに、読書の情報発信を継続していくとともに、子どもにとっての読書の大切さや、家庭での読み聞かせの重要性などについて啓発していきます。

○図書館との連携・協力

- ・図書館との連携・協力

団体貸出を活用し、絵本や物語を充実することとあわせて、幼児向けの図鑑など様々なジャンルを充実させることで、その子にとっての適書と出会える環境を整えるとともに図書コーナーの充実を図ります。また、移動図書館^{※4}などの事業の活用を通して、幅広い読書の機会を設けます。

※4 移動図書館：

本市の場合は、段ボールやコンテナケースに本を積み込み、現地に運んでその場で本の貸出を行うものを言う。夏季に保育園などで「おはなし会」とセットで実施しているほか、近年は、学校の昼休み時間などを利用し、定期的に出向いているケースもある。

4 学校における読書活動の推進【現状・課題・取組】

多様な読書活動を促すほか、児童生徒が学校図書館を利用して主体的な学習活動ができるよう体制を整える必要があります。

(1) 小・中学校

【第2次計画の取組と成果】

学校ボランティアが読み聞かせなどの読書活動を行うほか、夏休み中などに学校図書館の整備を行うなど連携し読書活動を推進しています。

小中学校では、校内一斉の読書活動を行っている学校があり、そのほか、読書旬間の読書イベントや図書委員や教職員のおすすめ本の紹介などの読書活動を行っています。

図書館と連携し、図書館から近い学校では授業中の図書館利用、離れた学校では移動図書館や団体貸し出しなどを行い、読書環境の充実を図っています。

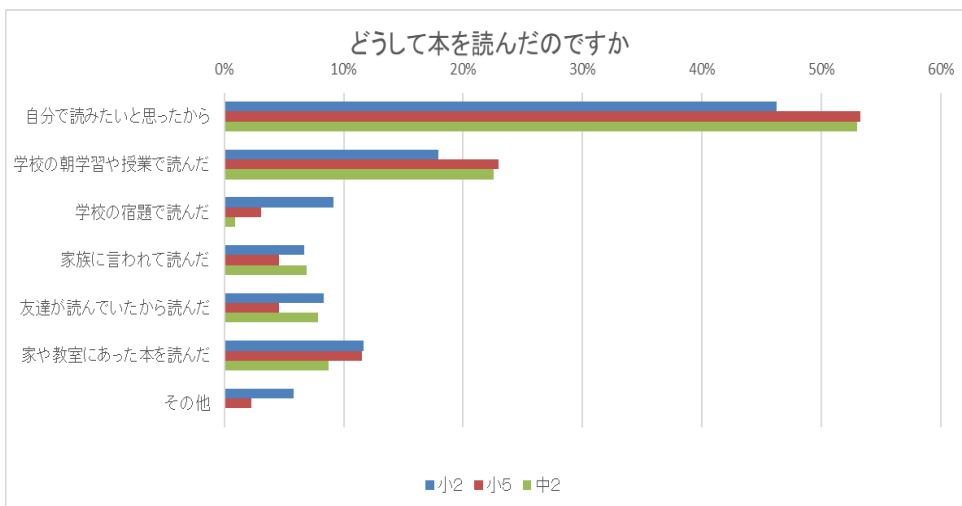
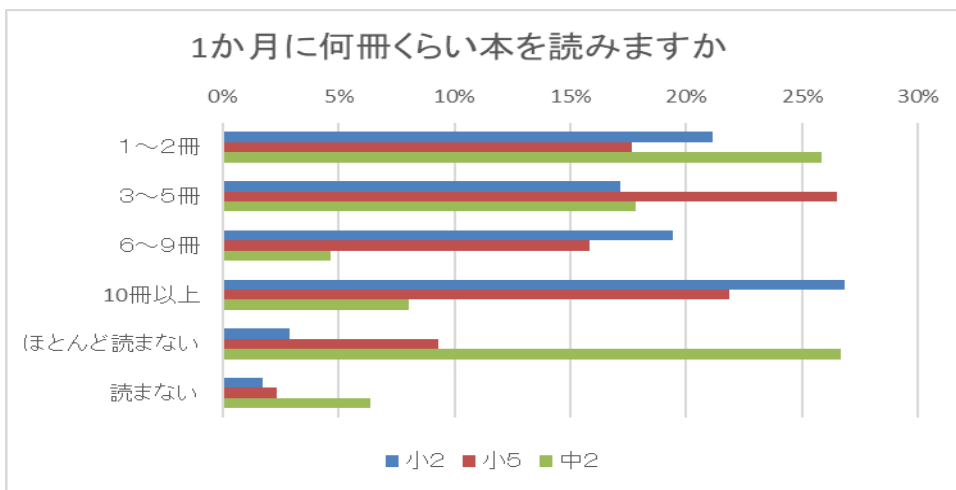
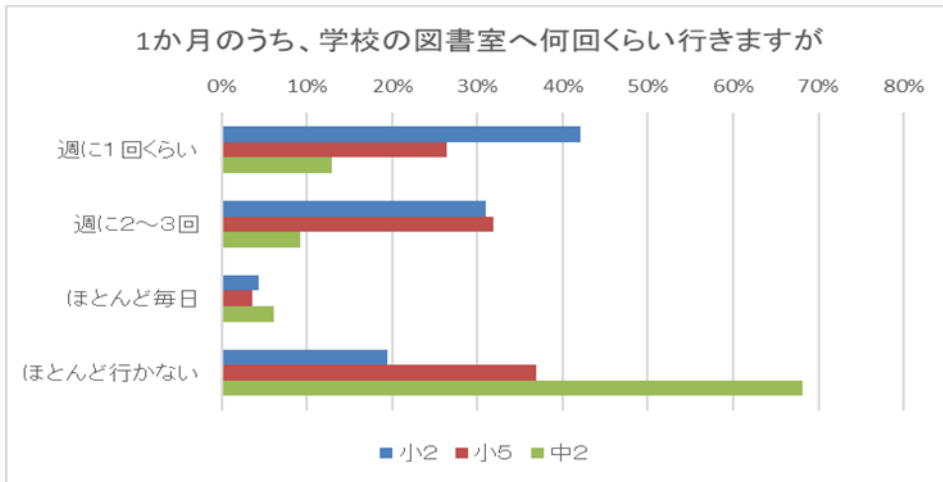
【現状】

週に1回以上学校図書館を利用するとの回答が、小学2年75%、小学5年57%、中学2年18%学年が進むにつれ利用が減少しています。また、月に1冊以上本を読むと回答している児童生徒は、小学2年生で85%、5年生で82%ですが、中学2年生になると57%に減少しており、年代が上がるごとに読書離れの傾向が顕著となっています。

本を読まない理由としては「テレビやゲーム、インターネットなどの方が楽しいから」と回答した人が最も多く26%。続いて「読みたいと思わないから」が19%となりました。

また、読書への動機について尋ねたところ、「自分で読みたいと思ったから」がどの学年でもおおむね50%程度となり、本を選ぶ方法としても「自分で選ぶ」や「好きなシリーズだから」という回答が小学2年58%、小学5年73%、中学2年62%となり半数以上の児童生徒が主体的に読書に関わる傾向がみられました。

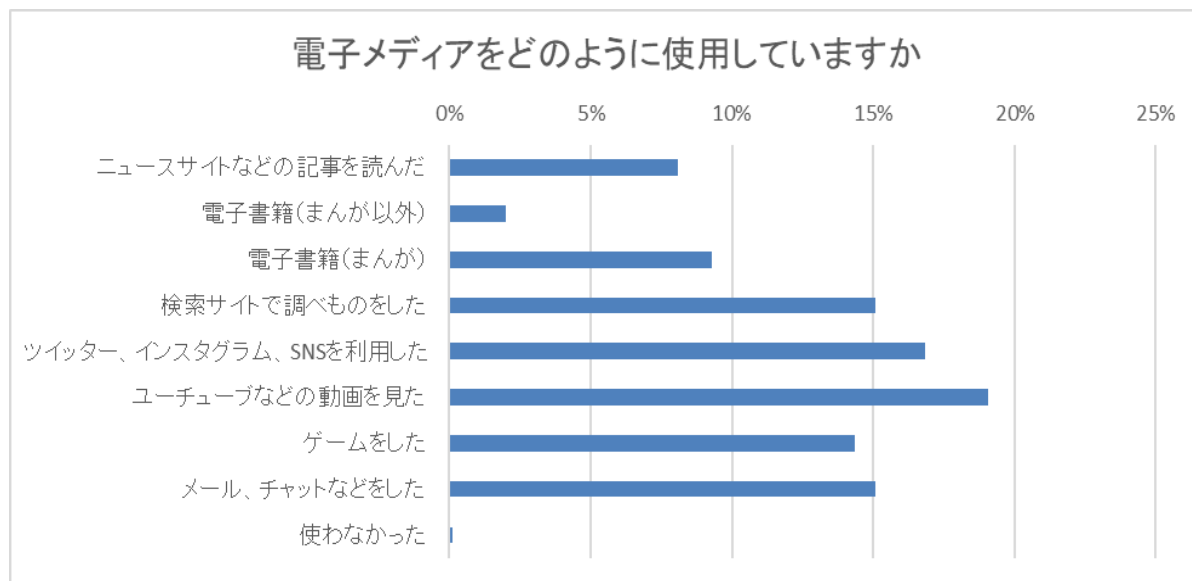
GIGA スクール構想による、学校におけるICT環境の整備により、子どもたちを取り巻く環境も変化しています。「宿題や調べたいことがあるときどうやって調べますか」という質問にインターネットを利用するという回答が、小学2年14%、小学5年46%、中学2年56%という回答となり、小学5年、中学2年では最も割合が多くなりました。



(2) 高等学校

本市にある2校の高校生へのアンケートによると、学校図書室及び図書館へ週1回以上通っていると回答した人は10%に留まり、図書館へ行けない理由として「遠くて行けない」が41%で最も多く、次に「読みたい本がない」が31%となりました。また、自分たちと同世代で本を読む人を増やすために必要なことを尋ねたところ、一番に多い回答が「市立図書館に自分たち世代が読みたいと思う本を増やす」。次いで「市立図書館を自分たちが行きたいと思う雰囲気にする」という結果となり、高校生が求めている資料や行きたいと感じる環境と差異が生じている結果となりました。

電子メディアの利用状況については、「ユーチューブなどで動画を見た」「ツイッター、インスタグラムなどSNSを利用した」と回答する人が多く、80～90%の人が利用していますが、電子書籍の利用については50%程度にとどまりました。調べ物をする際の方法についての質問では98%の人がインターネットを利用していると回答しており、小中学生と同様に情報を収集する手段にインターネットなどの電子メディアを活用していることがわかりました。



【課題】

- ・「校内一斉読書」などの読書時間を確保し、今後も継続していくことが必要です。
- ・児童生徒が読書に興味を持つよう、年齢や個々の興味に応じた読書活動を促すための働きかけが必要です。

- ・図書や情報メディアなど多様なメディアを複合的に活用し必要な知識、情報を得ることができる環境づくりが必要です。
- ・個々の子供たちが主体的に学んだり、楽しんだりするために、自発的な読書活動や学校図書館の活動を支援する必要があります。

【施策の方向・具体的な取組】

○学校図書館の充実と利用普及

- ・学校図書館の資料の充実

児童生徒の成長段階に合わせ、図書館と連携し読書傾向の分析やアンケートなどをし、興味関心の高い資料を充実させるよう努めます。

- ・調べ学習における学校図書館の利用推進

学校図書館を授業などで積極的に活用することで、調べる読書活動を推進します。また、情報メディアなどと図書を複合的に活用した調べ学習も推進します。

○学校全体での読書活動の推進

- ・読書活動推進体制の整備

読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図るため、教職員、学校図書担当職員、学校ボランティア、図書館等が連携・協力した活動の推進に取り組みます。

- ・読書時間の確保

校内一斉読書などの取り組みを学校全体で推進し、読書時間の確保に努めます。

- ・地域ボランティアとの連携

書架整理、新着図書の受け入れ、読み聞かせなどを地域のボランティアと連携して行うことで、児童生徒が学校図書館を訪れやすい環境を整えます。

○主体的な読書活動へつなげるための多様な読書への導き

- ・読書のきっかけづくり

「読書週間」行事の開催、読書ボランティアの活用、職員による「読み聞かせ」など、読書のきっかけとなる魅力ある事業に取り組みます。

- ・おすすめの本の紹介

読書の楽しさの啓発や興味関心を促すために、「おすすめの本」のリストを作成し、児童生徒の本選びを手助けします。また、児童生徒自身が本を紹

介するなど主体的に読書を推進する活動を行います。

- ・図書館との連携・協力

「ブックトーク」や「団体貸出」、「学校おはなし会」などを積極的に活用し、多様な読書活動を推進します。

- 家庭への情報発信・啓発

- ・読書活動等の情報発信

学級・学校だよりなどを通して、家庭での読書について保護者に働きかけていきます。

5 図書館における読書活動の推進【現状・課題・取組】

【現状】

図書館は子どもたち一人ひとりが、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択したり、読み聞かせのイベントなどに参加したりしながら、読書の楽しさを知る環境を整えていく必要があります。

【第2次計画の取組と成果】

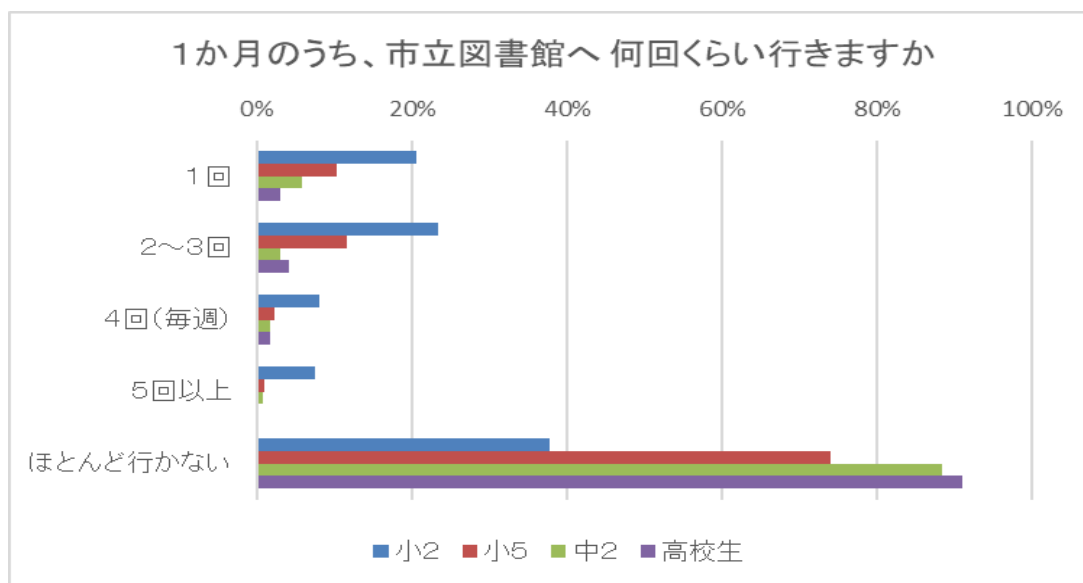
多様な本との出会いを作るため、ボランティア団体との連携により、毎週「おはなし会」を開催しているほか、絵本ライブなど子どもや親子向けの行事を開催しています。また、これまで図書館に来たことが無い子どもたちに来てもらうため、図書館内を利用した「謎解き」イベントを開催し、興味を持ってもらうきっかけ作りを行いました。

そのほかにも、ブックスタート事業や保育園、学校などと連携し、図書館から職員が出向く「移動図書館」や「ブックトーク」などの事業にも力を入れています。調べ学習や読書活動に利用する図書についても「団体貸出」として貸し出しをしています。

【現状】

中学・高校生は、図書館の貸出利用状況が極端に少ない状況にあります。「1か月のうち、市立図書館へ何回くらい行きますか」という質問に対して、中学生2年で89%、高校生91%が「ほとんど行かない」と回答しています。理由としては、中学生が「塾や部活動で忙しいから」、高校生では「遠くて行けないから」という回答が最も多くなり、2番目に多い理由は中高生とも「読みたい本がないから」でした。この結果から、部活が始まる年齢である中学生以上になると、図書館を利用する時間を確保できないことが考えられますが、提供する資料面においても中高生が求めるものと差異が生じていることが考えられます。

パソコンやスマートホン等を利用した読書傾向については、学年が進むにつれ増加傾向にあり、中学、高校生では半数程度が利用していることがわかりました。また、インターネット等を利用した調べ学習等も定着してきています。



【課題】

- ・利用者のニーズに応じて多様な情報提供ができる体制、環境づくりが必要です。
- ・子どもたちの視点に立ち、子どもたちが楽しみながら主体的に読書活動を行うよう働きかける必要があります。
- ・中学・高校生のさまざまな学習ニーズに応じた居場所の提供が必要です。
- ・図書だけでなく、デジタル情報や実体験など多様で複合的な情報環境を活用できるようになるための支援が必要です。

【施策の方向・具体的な取組】

○魅力ある図書館行事や読書環境の充実

- ・多様な「本との出会い」づくり

「おはなし会」「絵本ライブ」などの事業の充実や、テーマ展示、広報での本の紹介などにより、子どもたちに本の世界の楽しさを伝えます。

- ・自ら読もうとすることへのきっかづくり

個人の好みや流行等を捉えた蔵書構成とするとともに、子どもたち同士が図書をすすめあうなど主体的に読書活動に取り組める環境づくりを行います。

- ・子どもの視点に立った読書活動の推進

イベントなどの企画段階から子どもたちの参加や、図書資料選定や資料の配置など子どもたちの意見を取り入れていくよう努めます。また、施設内で

のボランティア活動の受け入れについても検討します。

- ・児童・中学・高校生向け図書の実

子どもの成長に合わせ、興味関心の高い資料を充実させるよう努めます。

- ・ブックスタート事業の推進

関係機関との連携を図りながら、さらに読書習慣を付けられるよう展開していきます。

- ・「図書館見学」「職場体験」の受け入れ

図書館の利用方法や読書の楽しさを伝える「図書館見学」や中学生を対象にした「職場体験」の受け入れ「司書体験」などを通して、図書館の利用促進に努めます。

- ・団体貸出の実

認定こども園・保育園や学校をはじめ、子育て関係施設、読み聞かせグループなどに団体貸出を進めていきます。

- ・遠隔地へのサービス

図書館から遠い地域の子どもたちに対し、保育園や学校等と連携して「学校おはなし会」「移動図書館」に取り組み、読書活動の支援に努めます。

- ・障がいのある子どもたちへの読書活動支援

障がいのある子どもたちや読むことが難しい子どもたちも豊かな読書活動を体験できるよう、資料の収集や手段などを整えるとともに、学校などとの連携を強化し、個々の読書活動の支援に努めます。

- 「ホントカ。」の機能を生かした子どもたちの読書へのきっかけづくり

- ・利用しやすい空間づくり

子どもたちの興味に沿ったテーマごとに本を並べ、子どもたちが分かりやすく本を取りやすい空間づくりに取り組みます。

- ・様々なニーズに対応した「場」の提供

親子が気軽に読み聞かせができるようなスペースや、飲食コーナー、学習席など、利用者のニーズに応じた場を提供します。

- ・施設機能を生かした居場所づくり

複合施設として、子どもが体を動かして遊ぶことができる屋内広場や、中学・高校生が学習できるスペース、ダンスができるスタジオなど様々な機能と図書や情報メディアを融合して館内に配置することを通して、子どもたちを読書にいざなう環境づくりを行います。

- ・情報環境を整備

図書とあわせて、インターネットなど多様な情報を提供できる環境整備を行います。

- ・多様なメディアを組み合わせた情報活用

図書だけでなくインターネットなどの情報メディアを複合的に活用した、情報活用能力を身につける機会を提供します。

- ・電子書籍の導入

新潟県と連携しながら、導入の準備を進めます。

○計画を推進するための体制づくり

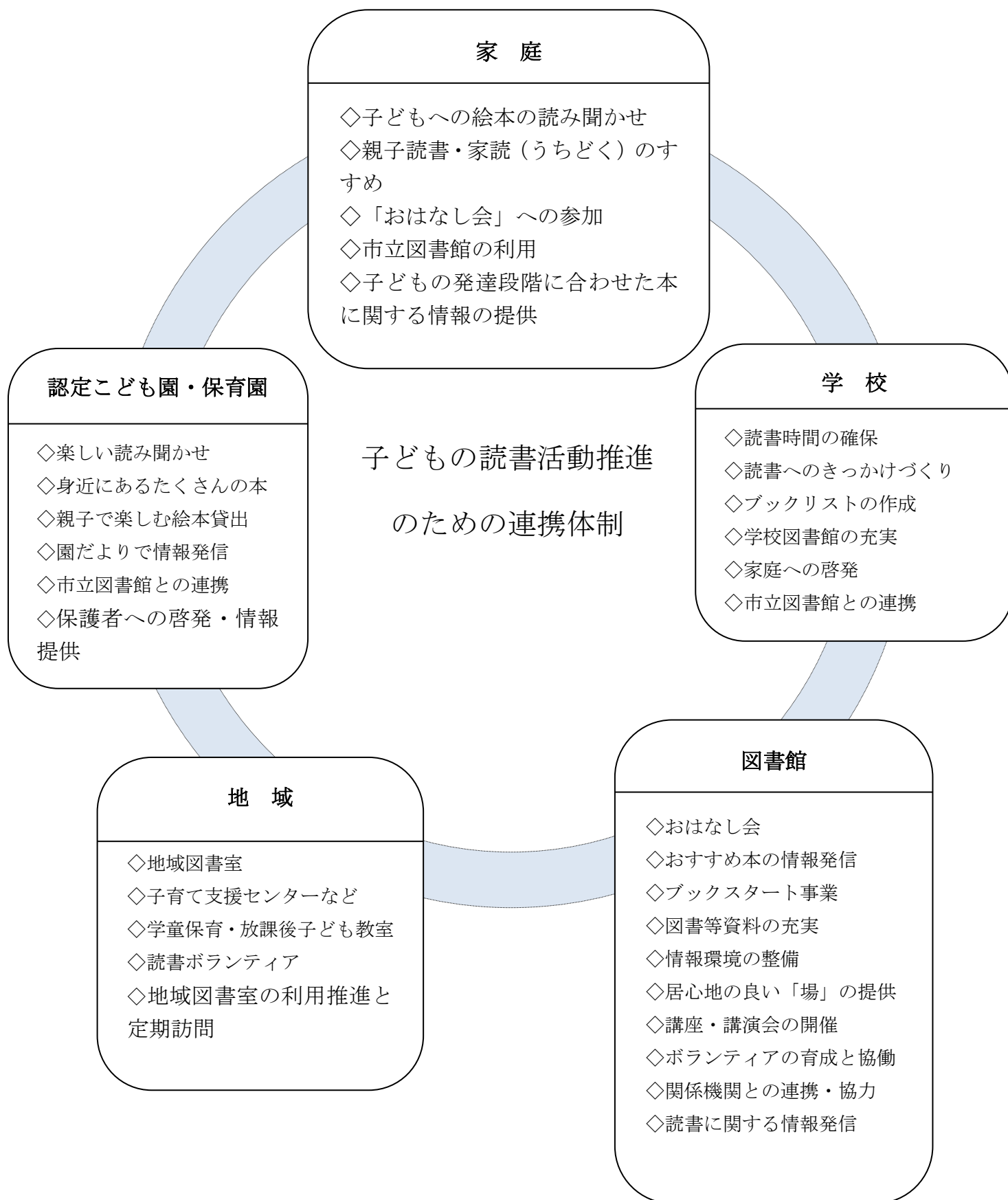
- ・子ども読書活動推進の普及・啓発

図書館だよりや広報、ホームページや SNS などでの本の紹介や子どもの読書に関する情報を提供し、子ども読書活動推進の普及・啓発を図ります。

- ・関係機関との連携・協力

市内の関係機関が相互に協力することにより、地域全体で子どもたちの読書活動の支援を図ります。

6 推進体制の整備、連携



7 計画推進の取組一覧

基本方針	推進区分	取組項目
<p>(1) 子どもの成長段階に応じた読書を楽しめる機会を提供</p>	① 家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内での読書週間の普及と定着
	② 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の読書環境の充実
	③ 認定こども園 保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・本に親しむ機会づくり ・家庭への絵本の貸出
	④ 学校	<ul style="list-style-type: none"> ・調べ学習における学校図書館の利用推進 ・読書時間の確保 ・読書のきっかけづくり ・「おすすめの本」の紹介
	⑤ 図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業の推進 ・身近な読書環境の充実 ・おはなし会・子ども向けイベントへの参加促進 ・発達段階に合わせた本に関する情報提供 ・児童・中学生・高校生向け図書の充実 ・「図書館見学」「職場体験」の受け入れ ・団体貸出の充実 ・遠隔地へのサービス ・障がいのある子どもたちへの読書活動支援
<p>(2) 子どもたちの視点に立った読書活動を推進</p>	① 家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家族で図書館に出かけて本を借りる
	② 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域図書室の利用推進と定期訪問
	③ 認定こども園 保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本などの図書コーナーを充実
	④ 学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の資料の充実 ・調べ学習における学校図書館の利用推進

基本方針	推進区分	取組項目
	⑤ 図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な読書環境の充実 ・自ら読もうとすることへのきっかけづくり ・子どもの視点に立った読書活動の推進 ・児童・中学生・高校生向け図書の実施 ・利用しやすい空間づくり ・様々なニーズに対応した「場」の提供
用 で き る 環 境 整 備 (3)子どもたちが多様な情報環境を活	① 家庭	・子どもの発達段階に合わせた本に関する情報の提供
	② 地域	・デジタル機器や資料の活用
	③ 認定こども園 保育園	・保護者への啓発・情報提供
	④ 学校	・調べ学習における学校図書館の利用推進
	⑤ 図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なメディアを組み合わせた情報活用 ・電子書籍の導入
連 携 ・ 協 働 (4)子どもの読書活動推進のための	① 家庭	・保護者への啓発・情報提供
	② 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ボランティア育成・連携 ・学校との連携や子育て支援センターなどでの活動支援
	③ 認定こども園 保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館との連携・協力 ・読書活動推進体制の整備
	④ 学校	<ul style="list-style-type: none"> ・読書活動等の情報発信 ・子ども読書活動推進の普及・啓発
	⑤ 図書館	・関係機関との連携・協力

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号 平成13年12月12日公布)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」

という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

小千谷市子ども読書活動推進計画 策定の経過

年 月 日	会 議 名 等	内 容 等
令和5年6月28日	市内小・中学校図書館担当者連絡会議	学校の取組など
7月7日	第1回 図書館協議会	諮問
9～10月	アンケート調査実施 (児童・生徒・保護者、高校生、認定子ども園・保育園保護者)	配布・回収 (インターネット利用)
令和6年1月23日	第2回 図書館協議会	計画素案の審議
2月8日	パブリックコメント実施(～3月6日)	意見聴取
3月18日	第3回 図書館協議会	答申

小千谷市立図書館協議会 委員名簿

区 分	氏 名
委員長	寺 島 義 雄
副委員長	菊 地 亜弥子
委 員	渡 邊 純 子
委 員	高 橋 恵 子
委 員	山 崎 涼 子
委 員	塚 田 良 次
委 員	佐 藤 玲 子

第3次小千谷市子ども読書活動推進計画

令和6年3月 発行
編集・発行 小千谷市
(小千谷市立図書館)

〒947-0031 新潟県小千谷市土川1丁目3番7号

TEL (0258) 82-2724

FAX (0258) 82-8915

Mail tosyo-y@city.ojiya.niigata.jp